

令和4年度赤土等流出防止対策検証事業委託業務に係る仕様書 (企画提案公募用)

※本仕様書は企画提案コンペ用であり、実際の契約の際に選定業者との協議の上、変更することがある。

1 委託業務名

令和4年度赤土等流出防止対策検証事業委託業務

2 目的

本県では、赤土等の流出及びそれに伴う環境への影響等の現況と課題を踏まえ、赤土等の流出防止対策を総合的・継続的に推進していくこと目標に、平成25年に「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」（旧基本計画）を策定し、各分野の個別計画や関連計画に基づく施策を実施している。

令和3年度に旧基本計画が終期を迎えたことから、これまで旧基本計画に基づき実施された陸域における赤土等流出防止対策の現状および、海域への赤土等堆積状況を調査・検証し、赤土等流出問題の現状と課題を整理したうえで、本県の新たな振興計画やSDGs等の視点を反映させた（仮称）第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画（以下「新基本計画」という。）及び（仮称）第2次沖縄県赤土等流出防止対策行動計画（以下「新行動計画」という。）を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約の日から令和5年3月17日まで

4 業務の概要

- (1) ドローンや人工衛星を活用した赤土等流出防止対策状況及び沿岸環境調査
- (2) 赤土等流出源調査
- (3) 海域における赤土等堆積状況調査（SPSS測定）及び生物生息状況調査
- (4) 河川における赤土等堆積状況調査（SPRS測定）及び生物生息状況調査
- (5) 「新基本計画」及び「新行動計画」策定業務
 - ①旧計画の評価
 - ②現況調査と課題の整理
 - ③検討事項
 - ④検討委員会の設置・運営
 - ⑤赤土等流出防止対策協議会、幹事会およびワーキングチームの運営支援
 - ⑥市町村、関係団体への説明及び意見聴取
 - ⑦新基本計画（素案）の作成
 - ⑧パブリックコメントの実施支援
 - ⑨新基本計画（案）及び概要版（案）の作成
 - ⑩新行動計画（骨子案）及び（素案）の作成

5 業務内容詳細

(1) ドローンや人工衛星を活用した赤土等流出防止対策状況及び沿岸環境調査

別紙1参照 ※別紙1に示されていない解析手法等は企画提案によること。

(2) 赤土等流出源調査

別紙1参照

(3) 海域における赤土等堆積状況調査（SPSS 測定）及び生物生息状況調査

別紙1参照

(4) 河川における赤土等堆積状況調査（SPRS 測定）及び生物生息状況調査

別紙1参照

(5) 「新基本計画」及び「新行動計画」の策定業務

新基本計画策定にあたっては、旧基本計画の最終評価を踏まえるとともに、別添「新基本計画（骨子案）」を元に本県の赤土等流出防止対策を総合的・計画的に推進していくことを目的とした「新基本計画（案）」を作成すること。

また、新基本計画の目標達成に向け各関係機関が実施する赤土等流出防止対策をまとめた、新行動計画（素案）を作成する。

① 旧計画の評価

旧基本計画及び行動計画の基本方針、目標設定、計画推進体制などについて、赤土等流出防止対策の観点から分析・評価を行い、課題を整理する。

② 現況調査と課題の整理

ア 本県における赤土等流出による影響及びそれに対応する行政、県民、関係団体等の取組の変遷及び現状、課題について情報収集し、分析を行う。

イ 旧基本計画に基づくモニタリング調査等から、海域の赤土等堆積状況、海域の生物生息状況、陸域からの赤土等流出状況の現状を把握し、課題を整理する。

ウ 旧行動計画に基づく赤土等流出防止対策を実施した地域および市町村の現状を把握し、課題を整理する。

③ 検討事項

ア 新基本計画の基本的事項の設定

旧基本計画で残された課題や県の新たな振興計画を勘案し、本県の特性や課題等を踏まえた新基本計画の基本的事項（背景、目的、現状と課題、計画の基本方針・目標設定、計画の推進体制、モニタリング計画、進捗管理等）の基本方針を整理すること。

イ 各種計画との関係性の整理

本県の新たな振興計画、SDGs、及びその他環境関連計画等の考え方と新計画との関連性や位置付けを整理すること。

ウ 新基本計画の進捗管理手法の検討

旧基本計画における進捗管理方法を検証し、新基本計画における進捗管理手法、評価方法及び評価結果の活用方法を検討すること。

エ 新行動計画の基本事項の検討

旧行動計画で残された課題や新計画の基本的事項を勘案した新行動計画の基本的事項（目的、現状と課題、計画の基本方針・目標設定、推進体制、対象地区、評価方法、進捗管理等）の基本方針を整理すること。

⑤検討委員会の設置・運営

ア 検討委員会の設置

新基本計画（素案）及び（案）並びに新行動計画（骨子案）及び（素案）を作成するため「新基本計画検討委員会」（以下、検討委員会）を設置する。委員は、赤土等流出防止に精通する有識者5名以上で構成する。

なお、委員の選定は、県と協議を行うこと。

イ 検討委員会の運営

検討委員会は3回以上開催することとし、以下に対応すること。

各回の開催日時、場所、議題等は事前に県と調整を行い、県の了承を得ること。

(ア) 日程調整及び会場の手配

(イ) 委員の委嘱、連絡調整及び会場設営

(ロ) 委員への事前・事後説明及び意見聴取

(ハ) 委員会の資料作成、印刷

(ニ) 委員会の進行管理、運営

(ホ) 議事録の作成、委員意見及び意見への対応方策検討取りまとめ

(ヘ) 運営に関する事務及び費用の支出等

※本事業の委託費には検討委員会の設置及び運営に関する費用一切を含むものとする。

⑥赤土等流出防止対策協議会、幹事会及びワーキングチームの運営支援

新基本計画（素案）及び（案）並びに新行動計画（骨子）及び（素案）を作成するため開催する赤土等流出防止対策協議会、幹事会及びワーキングチーム会議の開催にあたり、会場手配、資料作成などの運営補助を行う。

⑦市町村、関係団体への説明及び意見聴取

新基本計画（素案）及び新行動計画（素案）を作成するため、市町村、関係団体に説明及び意見聴取を行い、聴取した意見を集約・分析し、各計画（素案）または（案）に反映する。

なお、説明のための資料の作成、説明会を開催する場合は会場の手配等を行う。

⑧新基本計画（素案）の作成

①～⑦を踏まえ、新基本計画（素案）を作成する。

⑨パブリックコメントの実施支援

新基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施にあたり、公表資料等の作成、県民等意見の収集・分析、意見に対する回答案の作成支援を行い、必要な事項を計画案に反映する。

⑩新基本計画（案）及び概要版（案）の策定

検討委員会、協議会、パブリックコメント等における意見を踏まえ、新基本計画（案）及び概要版（案）を作成すること。（概要版については、イラスト等を使用し、わかりやすい内容とする。）

⑪新行動計画（素案）の作成

検討委員会、協議会等における意見を踏まえ、新基本計画の目標達成に向けて各関係機関が実施する赤土等流出防止対策をまとめた、新行動計画（素案）を作成する。

6 中間報告

5の（5）を踏まえ次のとおり新基本計画（素案）及び（案）並びに新行動計画（骨子案）及び（案）を作成し、提出すること。

- （1）新基本計画（素案）：令和4年11月上旬
- （2）新行動計画（骨子案）：令和4年10月上旬
- （3）新基本計画（案）：令和5年2月末
- （4）新行動計画（素案）：令和5年2月末

7 作業許可申請等

（1）ドローン調査について

本業務はドローンの飛行を伴う調査を含むため、航空法に従い、受託者は、調査に必要な飛行許可申請等を作業開始前の適切な時期までに行うこと。また、その他、調査に必要な届出・申請等を適切に行うこと。さらに、必要に応じて地域の区長等と調整を行い、調査を円滑に進めること。

（2）海域における赤土等堆積状況調査（SPSS測定）及び生物生息状況調査

本業務は海域での作業に当るため、港則法に従い、受託者は、作業許可申請又は作業届出申請を作業開始前の適切な時期までに所轄海上保安署等に提出すること。また受託者は必要に応じて、その他関係機関への届出申請等を行うこと。

8 業務実施の際の配慮事項

- （1）新基本計画の策定は、沖縄県の施策や目標（新たな振興計画、その他関連計画等）整合を図るとともに、沖縄県における環境・産業を取り巻く情勢等を踏まえて検討すること。
- （2）新基本計画の策定にあたり、新たなモニタリング手法の有効性や過去の調査結果と整合性の検証を行うこと。
- （3）調査の実施及び調査結果の取りまとめ、新基本計画の策定作業あたっては、担当職員と十分協議の上、実施すること。
- （4）委員会の開催場所は委員や環境保全課職員が出席しやすい場所を選定すること。

- (5) 原則として毎月 1 回、環境保全課担当者と業務の進捗状況や業務内容等に関する打合せを実施すること。
- (6) 仕様書については、企画提案書で提案した事項等も踏まえ、契約の際に協議により変更することがある。

9 成果品

成果品は以下のとおりとする。なお、成果品はすべて県の所有とし、内容及び作成上知り得た事項について、沖縄県の承諾なく公表、貸与してはならない。

(1) 業務報告書

①業務報告書 A 4 版

- ・長期の使用に耐えるように装丁を行うこと。
 - ・報告書及び現場写真、取得データ等を保存した DVD-ROM 等を 3 部付属すること。
- なお、データ形式等については、担当職員と協議すること。

②業務報告書概要 A 4 版…… 10 部

- ・業務報告書 A 4 版の概要版として、簡易に製本したものを 10 部作成すること。

③業務報告書電子媒体 (CD-ROM 等)

- ・業務報告書概要 A 4 の PDF を収録した CD-ROM 等を 20 部作成すること。

(2) 新基本計画

①冊子 (A 4 判クルミ製本) …… 500 部

②概要版 (パンフレット) …… 2000 部

③新基本計画の冊子版および概要版の電子媒体 (CD-ROM 等) …… 20 部

10 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務 (以下「契約の主たる部分」という。) については、その履行を第三者に委託し、または請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合には、これと異なる取扱いをすることがある。

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア 契約金額の 50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務

- ・資料の収集・整理

- ・複製・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計
- ・備船等

11 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。
- (2) 本業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に帰属するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

12 情報セキュリティの確保

受託者は本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境保全課の指示に応じて適切に取り扱うこと。

13 その他

- (1) 本業務で得られた収集・分析したデータ類に関しては、新基本計画の策定資料として利活用できるよう、沖縄県環境保全課及び沖縄県衛生環境研究所と十分協議して、取りまとめを行うとともに、「第2次赤土等流出防止対策基本計画検討委員会」における意見を踏まえつつ、調査結果の取りまとめ・考察等を行うこと。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (3) その他業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、県及び受託者で協議の上決定する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、委託業務内容について当初予定していた内容と異なる対応が必要となった場合は、速やかに県と協議するものとする。